



仮想通貨交換業規制等の制度改正の要点

執筆者: 有吉 尚哉、谷澤 進、片桐 秀樹

1. はじめに

平成 28 年 5 月 25 日、情報通信技術の進展等の環境変化に対応することを目的として、資金決済に関する法律(以下「資金決済法」といいます。)や銀行法等複数の金融関連法を改正する法律が成立しました(情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律。以下「改正法」といいます。)。本ニューズレターでは、改正の目玉の一つとされた、仮想通貨交換業に関する資金決済法の改正を中心として、金融分野における IT の進展に対応するため改正事項の主なポイントを解説します(以下、改正後の資金決済法を「改正資金決済法」といいます。)。平成 28 年 9 月 15 日付で金融庁が公表した「平成 27 事務年度金融レポート」においても、昨年 2 月に開設した FinTech サポートデスクに寄せられた法令解釈に係る具体的な相談のうち、仮想通貨関連が 2 割を占めたことが報告されており、事業者の関心の高さが窺われます。

なお、本ニューズレターでは取り扱いませんが、改正法によって、銀行法も改正されており、改正内容の一つとして、銀行グループが金融関連 IT 企業等への出資を行いやすくするため、出資範囲規制が緩和され、銀行グループからの出資可能な会社の業務範囲が拡大されています¹。

2. 改正点の骨子

(1) 仮想通貨に関する法改正

平成 27 年 12 月 22 日付で公表された金融審議会の決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告「決済高度化に

¹ 平成 27 年 12 月 22 日付で公表された金融審議会の金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告「金融グループを巡る制度のあり方について」を受けた内容となっています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

に向けた戦略的取組み²⁾(以下「決済 WG 報告」といいます。)において、マウントゴックス破綻事件³⁾及び FATF ガイダンス⁴⁾を踏まえ、①仮想通貨交換所に対する利用者保護規制及び②AML/CFT(Anti-Money Laundering and Countering Financing of Terrorism)規制の導入が提言されました。当該提言を受けて立案された改正資金決済法では、仮想通貨及び仮想通貨交換業の概念が新設され、仮想通貨交換業に登録制が導入されました。また、仮想通貨交換業者が犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下、改正後の同法を「改正犯収法」といいます。)における「特定事業者」として新たに指定されることとなりました。仮想通貨に関連する主な改正点は以下の通りです。

<改正資金決済法に係る改正点>

① 仮想通貨の定義の新設

改正資金決済法 2 条 5 項 1 号及び 2 号において、仮想通貨の定義が定められました。仮想通貨の定義として定められた要素を分解して記載すると以下のようになります。

ア 改正資金決済法 2 条 5 項 1 号の定義

- (i) ①物品の購入、②物品の借受又は③役務提供の代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができること
- (ii) 不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができること
- (iii) 財産的価値であること
- (iv) 電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものであること
- (v) 本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産⁵⁾でないこと
- (vi) 電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

イ 改正資金決済法 2 条 5 項 2 号の定義

- (i) 不特定の者を相手方としてアに掲げるものと相互に交換を行うことができること
- (ii) ア(iii)乃至(vi)と同じ

② 登録制の導入

ア 「(i)(a)仮想通貨の売買・交換、(b)(a)に掲げる行為の媒介・取次・代理又は(c)(a)・(b)に関して行われる金銭又は仮想通貨の管理のいずれかを(ii)業として「行う者」は、「仮想通貨交換業」を行う者として、内閣総理大臣の登録を受けなければならないこととなりました(改正資金決済法 63 条の 2)。仮想通貨交換業として想定される事業類型を大まかにまとめると下表の通りとなります。なお、例えば仮想通貨を用いて国際送金を行う場合等あるサービスの提供の一部に仮

²⁾ http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-2/01.pdf

³⁾ 一時世界最大のビットコイン交換所であった、「マウントゴックス」を運営していた株式会社MTGOXが、顧客が保有するビットコイン及びビットコイン購入代金として顧客から預託を受けていた現金を消失させ、同社も破産手続きの適用を受けるに至った事件のことをいいます。

⁴⁾ FATF(金融活動作業部会)による、「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所(exchanger)に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。」旨の、平成 27 年 6 月 26 日付ガイダンスをいいます(<http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/Guidance-RBA-Virtual-Currencies.pdf>)。

⁵⁾ 法定通貨をもって表示され、又は法定通貨をもって債務の履行等が行われることとされている資産をいいます。さらに、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産も通貨建資産とみなされます(改正資金決済法 2 条 6 項)。

⁶⁾ 「業として」とは、反復継続して行うことを意味します。また、単に自己の取引の決済や投資を行う目的で仮想通貨の売買や交換を行う場合には、仮想通貨交換業に該当しないものと考えられます。

仮想通貨の販売又は買取が含まれる場面も想定されますが、上記(a)乃至(c)に該当する行為を行う限りにおいては、仮想通貨交換業を行う者として、登録を行わなければならないため、仮想通貨の定義に該当し得る媒体を利用したビジネスモデルを考えるに際しては、直接的又は付随的に仮想通貨交換業に該当することとならないかの確認が必要となります。

売買・交換	・仮想通貨販売所を開設し、金銭による販売や仮想通貨同士の交換を行う事業 ・仮想通貨を現金化して引出すための ATM を設置、運営する事業
媒介・取次・代理	・仮想通貨の売買又は交換のマッチングプラットフォームを提供する取引所運営事業(媒介) ・利用者の計算において業者自らが仮想通貨の売買を行うブローカレッジ事業(取次) ・仮想通貨販売所の代理店事業(媒介又は代理)
管理	・仮想通貨の取次を行うために利用者から金銭の預託を受ける行為 ⁷

イ また、当該登録を受けるには、登録拒否要件(改正資金決済法 63 条の 5)に該当しないことが必要です。主な登録拒否要件は以下の通りです。

- (i) 株式会社又は外国仮想通貨交換業者⁸でないこと(即ち日本国内の業者は株式会社形態でしか仮想通貨交換業を営むことができないこととなります。)
- (ii) 内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎⁹を有しないこと
- (iii) 体制整備に不備があること¹⁰

③ 利用者保護のためのルール

利用者保護を図るため、仮想通貨交換業者には、以下を含む行為規制が課せられることとなりました。

- ア 情報の安全管理措置(改正資金決済法 63 条の 8)
- イ 委託(再委託先を含む)に係る業務の適切且つ確実な遂行を確保するために必要な措置(委託先への指導等)(改正資金決済法 63 条の 9)
- ウ 利用者に対する情報提供(仮想通貨と法定通貨との誤認防止のための説明、契約内容についての情報提供等)(改正資金決済法 63 条の 10)
- エ 金銭又は仮想通貨に係る財産の分別管理義務¹¹及び分別管理状況についての外部監査(改正資金決済法 63 条の 11)
- オ 金融 ADR の利用に関する契約締結等苦情処理・紛争解決に係る措置(改正資金決済法 63 条の 12)

⁷ 当該管理行為が仮想通貨交換業として認められたことにより、仮想通貨交換業者の行う当該行為が出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律上の預り金規制(同法 2 条 1 項)の違反とならないことが明らかとされたものと考えられます。

⁸ 改正資金決済法に相当する外国の法令の規定により、当該外国において仮想通貨交換業者と同種の登録を受けて仮想通貨交換業を営む者をいいます(改正資金決済法 2 条 9 項)。なお、外国仮想通貨交換業者は、日本において登録を受けようとする場合、国内における代表者(国内に住所を有する者に限ります。)を定める必要があります。

⁹ 決済 WG 報告によれば、最低資本金や最低純資産額規制が課されることが想定されます。

¹⁰ 仮想通貨交換業を適正且つ確実に遂行する体制の整備(改正資金決済法 63 条の 5 第 1 項 4 号)及び改正資金決済法上仮想通貨について規定している章(同法第 3 章の 2)の規定を遵守するために必要な体制の整備(改正資金決済法 63 条の 5 第 1 項 5 号)をいいます。

¹¹ 分別管理義務の内容については内閣府令で定めることとされていますが、決済 WG 報告によれば、信託又は供託までは求められず、自己資産と顧客資産を明確に区分し直ちに判別できる状態で管理すれば足りることになると見込まれます。

④ 当局による監督及び罰則

仮想通貨交換業者は、当局による監督に係る規定(帳簿書類の作成及び保存、事業報告書の作成及び提出(財務書類及び公認会計士又は監査法人の監査報告書等を添付)、財産管理報告書の作成及び提出、立入検査、業務改善命令等)に服さなければなりません(改正資金決済法 63 条の 13 以下)。また、罰則の対象に仮想通貨交換業に係る規定も含まれているため(改正資金決済法 107 条以下)、刑事罰の対象にもなります。

⑤ 認定資金決済事業者協会に関する規定の整備

仮想通貨交換業者の自主規制団体たる一般社団法人としての認定資金決済事業者協会に関する規程が整備されています(改正資金決済法 87 条以下)。

<犯罪収益移転防止法に係る改正点>

改正犯収法においては、「特定事業者」の定義に、仮想通貨交換業者が追加されることになりました(改正犯収法 2 条 2 項 31 号)。これにより、仮想通貨交換業者は、取引時確認義務(改正犯収法 4 条)、確認記録・取引記録の作成・保存義務(改正犯収法 6 条、7 条)、疑わしい取引の当局への届出義務(改正犯収法 8 条)、取引時確認を的確に行うための措置を講ずる義務(教育訓練の実施、顧客の継続的なモニタリング等。改正犯収法 11 条)に服することになります。また、なりすまし目的による、又は正当な理由なく有償による、利用者の本人確認用の情報(ID・パスワード等)の授受は、その勧誘・誘因と共に禁止されることとなります(改正犯収法 30 条)。

(2) その他 IT 技術の進展等を踏まえた規制の合理化に関する改正点

上記(1)において規定した仮想通貨に関する法改正に加えて、IT 技術の進展等を踏まえ、既存の資金決済法における規制内容を合理化することを目的とする改正が行われました。詳細は以下の通りです。

- ① 前払式支払手段(プリペイドカード等)を発行する場合において、前払式支払手段発行者は、支払可能金額や使用期間が定められている場合の当該期間等に係る情報等を提供する義務を負いますが、その提供の方法につき、前払式支払手段に係る証券等(物理的なカード紙片等)の交付を前提とする規定を改めることとされました(改正資金決済法 13 条)。これによりウェアラブル端末等、表示面が殆どない前払式支払手段でも規制を遵守することが容易になることが想定されます。なお、具体的な情報提供の方法については、前払式支払手段に関する内閣府令にて規定されることとなります。
- ② 前払式支払手段発行者が、その発行する前払式支払手段について払戻しを行う際の公告方法を規定し、払戻しを受ける際の手続きを明確化する改正を行いました(改正資金決済法 20 条)。具体的には、①払戻しをする旨、②前払式支払手段の保有者は 60 日を下らない一定の期間内に債権の申し出を行うこと、③上記②の期間内に債権の申し出を行わない者は除斥されること等を公告するとともに、当該前払式支払手段の保有者に情報提供を行わなければならないこととされました(改正資金決済法 20 条 2 項)。
- ③ 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情の適切且つ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならないこととされました(改正資金決済法 21 条の 2)。
- ④ 前払式支払手段発行者は、発行保証金の額の算定の基準日について、毎年 3 月末日及び 9 月末日の基準日に加え、毎年 6 月末日及び 12 月末日を基準日とすることを選択できることとされました(改正資金決済法 29 条の 2)。これにより発行保証金をより実際の未使用残高に対応した形で取り扱うことが可能になります。
- ⑤ 資金移動業者(少額為替取引業者)が、その資金移動業の一部を廃止した場合の手続きが整備されました(改正資金決済法 61 条)。

(3) 施行日・経過措置

今般の改正に係る施行日は、改正法の公布の日(平成 28 年 6 月 3 日)から起算して 1 年を超えない範囲内にて政令で定める日とされており(同法附則 1 条)、それまでの間に関連政府令がパブリックコメント手続きに付された上で策定されることになると思われます。施行日時時点で既に仮想通貨交換業を行っている者は、施行日から起算して 6 か月以内に登録を行えば足りませんが、登録を行う前であっても、仮想通貨交換業者とみなされて改正資金決済法の規定が適用されます(改正法附則 8 条)ため、改正法施行と共に、上記(1)③の行為規制が適用され、同④の当局による監督に服することとなります。

3. まとめ

以上、今般の改正により、仮想通貨交換業が登録制の下、当局の監督下におかれることとなりますが、その他仮想通貨に関する諸論点(仮想通貨の売買が消費税法上の課税対象となるか否か等)については未解決であり、税法等の動向には引き続き留意が必要です¹²。

以上



ありよし なおや
有吉 尚哉

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
n_ariyoshi@jurists.co.jp

金融取引、信託取引、金融規制対応等の金融分野を中心に多様な分野の企業法務を手掛けている。2010 年から 2011 年まで金融庁総務企画局企業開示課に出向し、金商法の改正等の企画立案に携わった経験も有する。



たにざわ すすむ
谷澤 進

西村あさひ法律事務所 弁護士
s_tanizawa@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録(2013 年再登録)。広く金融分野を業務分野とし、複数の金融機関への出向経験を活かして、金融規制/コンプライアンス関連業務、キャピタル・マーケット、アセット・ファイナンス等の案件に従事するほか、金融分野における M&A や当局対応も担当する。



かたぎり ひでき
片桐 秀樹

西村あさひ法律事務所 弁護士
h_katagiri@jurists.co.jp

PE ファンド・ベンチャーファンドの組成からファンドによる投資の実行、ファンドによる新規ビジネスの立ち上げ等、投資実務、金融レギュレーションを踏まえ、幅広くアドバイスを行う他、クロスボーダーでのファイナンス取引にも従事。2014 年弁護士登録 / 2013 年一橋大学法科大学院ビジネスローコース修了

¹² 金融庁は、平成 29 年度税制改正要望において仮想通貨に係る消費税に関する整理・明確化を要望しています。